

ほけんだより 臨時号

インフルエンザ警報!

令和4年12月発行 高岡市立芳野中学校



12月に入り、県内の学校で学級閉鎖の措置がとられるなど、インフルエンザの流行が心配されます。インフルエンザについてしっかり学び、感染予防として次のことに気を付けましょう。

インフルエンザを「正しく」理解しよう。



インフルエンザとは

インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感などが、急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪のようにのどの痛みも、鼻汁、咳などの症状もみられます。感染症法では、5類に分類されます。また、学校において予防すべき感染症として2類に分類され、出席停止期間の基準が定められています。

インフルエンザにかかったら・・・学校に連絡をお願いします。

①出席停止の期間

出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」です。(解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません。) 学校での蔓延の防止のため、出席停止期間をしっかりと守っていただけるようお願いいたします。



②出席停止終了後の登校について

インフルエンザにおいては、令和元年度より、医師の記載による登校許可書の提出が必要なくなり、保護者の方で記入する「治ゆ報告書」を提出していただくこととなりました。出席停止期間を終えた後、登校再開時に、「治ゆ報告書」(裏面参照)を提出してください。なお、「治ゆ報告書」は学校のホームページに掲載してありますので、ご家庭でダウンロードしてご利用ください。(ダウンロードができない方は、学校の事務室に取りに来ていただければお渡します。)

インフルエンザの予防

- ① 流行前のインフルエンザ予防接種・・・感染後に発症する可能性を低減させる効果と、発症した場合の重症化を防ぐ効果があります。効果は、予防接種の2週間後から5ヶ月間です。
- ② 外出後の手洗い・・・流水で石けんで手指についたウイルスを除去します。
- ③ 適度な湿度の保持・・・空気が乾燥すると、気道粘膜の防御機能が低下してインフルエンザにかかりやすくなります。

裏面あり